

上田文雄札幌市長と大学生が

市政を考える



コーケイヤクを考える

公開授業の記録



2012年8月

川村雅則研究室（北海学園大学）

7月25日、市長をお招きし、市政や公契約条例について考える機会をもった。なぜ公契約条例なのか。ねらいは次の三つだった。

一つは、政治に対する学生の関心を高めることである。

政治が重要であることは言うまでもないが、逆に政治に不信感を抱かせる事態が国政では続いている。政治とのそんな「距離」をうめたかった。

二つは、労働環境の改善を直接の目的とする公契約条例は、「労働経済論」というこの授業で扱うのにふさわしい題材だと思った。

三つは、公契約条例は市議会で現在「継続審議扱い」になっている。そこから、政策形成の過程に着目し、政策実現の困難さを感じ取ってもらいたかった。

必要性が明らかであっても政策の実現は思うほどに進まない。それはなぜなのか。現実政治の難しさを学ぶことで、考え続けることの重要性を感じ取ってもらいたかった。

ゲストには、いままさに、公契約条例の制定を目指して奮闘している上田文雄市長をお招きした。

お忙しいところ授業への参加をご快諾くださったこと、また、公契約条例の審議で直面している難題などを

率直に学生たちに語っていただいたことに深く感謝申し上げます。

授業は2部構成で行った。

第1部は、公契約条例の概要について市長から説明をうけ、第2部は学生をまじえ、市長、川村（司会）で公契約条例の意義や課題について議論を展開してみた。ただし川村や学生の発言は、この「記録」では要約した。

なお、当日配布された札幌市作成の資料は、後ろに添付したので、あわせて参照されたい。

私たちの住む札幌でも働く人々が直面する問題は深刻化している。その解決はまったなしの課題だ。

公契約条例の制定にむけた議論が様々な課題を連鎖的に浮上させるのならば、それらも自らの課題として引き受ける姿勢が必要ではないか。またそのことが条例を「厚み」のあるものに仕上げるのではないか。そう考えている。

この「記録」が、公契約条例に対する市民の関心を高め、そして議論を深めるのにわずかでも貢献すれば、嬉しく思います。

文責：川村雅則（北海学園大学准教授）

札幌市公契約条例の概要とその目指すところ

上 田 文 雄 札幌市長

◆公契約条例は市民みんなに関わる こと

本日は貴重な時間を有り難うございます。公契約条例についてみなさんにぜひ関心をもっていただきたく、お邪魔しました。

公契約条例に限らず、制度というものは、直接自分に関わってくるものもあれば、あまり関わりがないかなと思われるものもあるかもしれません。

しかしながら社会というものはみなつながっていて、直接自分に関係ないと思うようなものであっても、必ずそれは、社会の仕組みとして、多くの市民のライフスタイルをふくめ、規定していくものだと思います。

この公契約条例というのは、たしかに直接の対象となるのは、例えば建設産業の仕事に従事している方々、それも札幌市の仕事を受注してくださっている方々に限られます。でもだからといって「私はそういう仕事には就く予定はない、だから今日の話は関係な

い」、そうは思わないで欲しいのです。

というのは、一つは、政治というか、より直接的に言えば税金の使い方の問題にも関わってくるわけです。みなさんも将来的には必ず納税者になるわけです。そういう意味では、みなさんの納めたお金がどう使われるのかという点で、必ず関係があるといえるのです。

もう一つは、この条例で規定しようとしているのは、市の仕事に従事している方々の賃金なわけです。この方々の賃金はいま現在どう決まっているのか、条例はそこにどう影響していくのか、また条例が制定されることで、民間の賃金にも少なからず影響を及ぼすことにもなるでしょう。そういう点でも関係があると思うのです。

◆公契約領域で働く人たち

さて、公契約条例。本日の授業タイトルではカタカナで「コーケイヤク」と書いていただきましたが、「公」の

契約と書きます。

札幌市は、みなさんから税金を頂戴して、公共のために、企業や労働者のみなさんに多くの仕事をしていただいています。その際、おカネは、もっともよい使い方をしようということで、きちんと政策を打ち立てて、効率よく使わせてもらっています。

道路を造ったり保全を行ったり、あるいは、公園を造る、学校を造る、こういう仕事を一般建設といいます、まさに社会の資本を、市との契約にもとづいて、民間の事業者のみなさんに造ってもらっているわけです（資料1

「地元企業は地域社会を支えるパートナー」参照）。

あるいは市役所の庁舎や区役所の庁舎などはいつもきれいに掃除していただいているし、保全もしっかり行い長期にわたって庁舎が使用できるようにしていただいている。

造るという仕事に比べるとあまり目立ちませんが、建物を長く使えるようにしていただくということは極めて重要な仕事なのであります。

市民にとって必要なこうした仕事を税金で行っていただく、そのときに市と事業者で結ぶ契約を「公契約」といいます。

社会の基盤整備というこうした重

要な仕事に従事している方々に対して必要なのは、仕事を続けていける環境がしっかり整備されることです。それは、札幌のマチのいま、そしてこれからを考える上で重要なわけです。

もしこれが、建設事業者が事業を続けていけないという状況になってしまうと、あれをやりたいこれをやりたいと札幌市が考えても、できないということになってしまいます。そういう意味で、これらの事業が産業として成立するよう保障していくことが市にとっての仕事になります。

◆一方で要請される「最少の経費で最大の効果」という課題

しかしここで難しい問題が生じます。というのは、税金というものは、効率的というか適正な価格で使う必要があります。これは地方自治法という法律で要請されているもので、第2条で、「最少の経費で最大の効果」を実現するよう、うたわれています。

要するに、より安く仕事をしてもらう、でも、その一方でいい仕事をやってもらいたい、ということです。そういう基本原則が定められているのです。

よって、事業者を育てるために税金を使うということはなかなか難しい。

むしろ、適正な価格で仕事をしていただくことが仕事の発注面では強調されることになります。

市には、税金の使い方に関して市民に対する説明責任がありますから、適正な価格と質の担保という両方を頭にいれながら仕組みづくりをしてきたところでもあります。

◆仕事量の減少下で加速する価格競争

しかしながらレジュメのこの図(資料 2「企業も人も厳しい環境に…」)をみてほしいのですが、企業もいま非常に厳しい環境下にあります。

平成 14 年の普通建設事業費が 1452 億円。平成 13 年はさらに多く 1560 億円が公共事業費として投資されてきました。ところがそれが今年の予算では 787 億円。この 10 年の間におよそ 46%ものお金を削ってきたわけです。

なぜこんなことになったのか。そこにはマチの「成熟度」という問題があります。以前は、あれもない、これもないということで、モノをどんどん造っていきましようといういわば成長過程にあった。そういうときは公共事業にもお金をたくさんかける必要があった。

しかしながらいまはもう「札幌ドーム」もできた、「キタラ」もできた、「ちえりあ」もできた、などなど、市民が使う主要な施設が整ってきた。そうすると今度は新しいものを造るというよりは、お金はあまりかからない保全という事業にシフトしていくことになる。札幌市の公共事業を受注できる事業者の数でみても、どんどんと減って、10 年の間に 33.5%も減少している。

もちろん、建設産業のいまの苦境は、不況も大きく影響していますが、公共事業に関しては以上のようなことがいえるわけです。

さらに、公共投資額の減少と、事業者の減少の間のギャップ。つまり、金額の減少に比べると事業者の数は減っていない。ということは、少ない仕事をなんとかして受注するために事業者間で仕事の奪い合い、つまり、いかにより安く仕事を請けるかという価格競争が進んでいることも、苦境の背景にあります。

もう一度まとめると、公共事業の減少だけでなく、価格の減少・価格競争という事態が事業者のみなさんをたいへん悩ましているわけです。

◆低価格競争がもたらす労働者へのしわ寄せ

さて、問題はそこで終わりません。安い価格で仕事を受注するということは、そこで働いている人たちの賃金や労働条件にもしわ寄せが生じるということになります。先ほどのレジュメのなかでは「労働環境へのしわ寄せ」と書いています。

さらに、労働者の賃金が減るということは社会にも大きな影響を与えます。というのは、労働者が消費で使えるお金が限られるということは、市場で買物をしたり食事をしたり、消費購買力が落ちることを意味するわけです。そうすると経済が冷え込んでくる、お金のまわりが悪くなる、企業の業績も悪くなる、そういう悪循環が発生してしまうことになる。みなさんも新聞でよく読むワーキングプアをめぐる問題にもつながるわけです。

何年働いても賃金があがらない、おまけに、最低賃金に近い金額で働き続けざるを得ない。これをなんとか断ち切らなければならない、公契約条例はまさにそのことをねらいとしているわけです。

働いて生活していける、そして少しの余裕がうまれる、ひらたくいえば、生活していて嬉しさや楽しさを感じ

る、そういう市民の暮らしを実現しなければならないと私は考えます。

税金を使って市民の生活に欠かせない事業を行ってもらっている、それなのにそこで働く人たちが生活していけないというのは、「公金」の使い方としては非常に問題がある、何か間違っているのではないか。

こうした状況を改善し、働けばある程度のゆとりをもって暮らしていけるようなところにまでもっていかなければならない。それがこの公契約条例のねらいです。

◆公契約領域の賃金はどう決まっているか

公共事業というのは、例えば学校一つを建てようとしたらおよそ 20 億円のお金がかかるのですが、事業を始める前に、どの位のお金が実際にかかるのか、積算という作業を行います。

その際、労働単価に関しては、国土交通省と農林水産省という 2 つの省が、こういう仕事にはこのくらいの賃金を、という積算の基準を毎年公表しています。

これを用いて、この学校を建てるのに何人・どういう仕事が必要かということ計算いたしまして、積算をした結果を予定価格にしています。

しかしながら先ほど申しましたとおり、市場における仕事の全体量が少なくなってくるなかで事業者のみなさんはかなりの無理をして仕事を獲得しようとする。

結果として、受注価格は下がり、予定されていた労務単価も支払えないことになる。しかもそういった価格によって翌年の単価が決まってくる、という悪循環が生まれてしまうわけです。これをなんとかしなければならぬ。

ぜひみなさんも、この仕事に就くかどうかはべつにしても、税金の使い方や、こうした公契約領域の賃金の決められ方などに関心を持っていただきたい。

◆問われる発注者責任

レジュメをご覧ください。資料 3 には、「発注者と受注者が一体となって労働環境の改善に取り組む公契約条例」と記載しています。

条例の対象となるのは、「建築や土木等の工事」に従事している方々、「清掃・警備・ボイラ等設備運転監視業務」に従事している方々、そして「公の施設の指定管理者」。これは、以前は、札幌市が直接あるいは市の出資団体等が運営していた公の施設を、民間事

業者等が指定管理者となって運営していただいているものですが、そこで働いている人たちが対象になります。

これらの人たちの賃金の下限額を設定し、底支えを図るのが公契約条例です。

レジュメに「発注者の責務」とあります。税金で仕事をしていただくわけですから、適正な労賃が払われることを保障する責任が私たちにはある。適正な賃金を保障することで仕事のレベルも質も高まっていく、さらに支払われた賃金が地域のなかで使われることによって経済がまわっていく、好循環を生み出すことをねらったものであります。

◆事業者側からの懸念の表明

しかしながら事業者のみなさんにとっては一抹の不安もやはりあるわけです。

というのは、この間、より安く、より安くという価格競争を続けてきた、そうしなければならない状況におかれてきた。そういうなかでのまさに「叫び」のような要請を、今回の公契約条例の制定に向けた過程でいろいろ頂戴しております。

例えば「適正な賃金の支払いというのはたしかにわかるが、そもそも賃金

を下げなければ仕事がとれない」「公契約条例を制定してほんとうに事業がやっていけるのか」などなどです。そういうこともあって、現在この公契約条例は「継続審議扱い」になっております。

しかしながら私が思うのは、事業者のみなさんが展望をもって仕事を継続していくためには、一定の賃金・労働条件を整備して、そこで働く人たちが技能を身につけていくことができるような、そういう方向にどこかで切り替えていかなければならない。

安ければよいという考えでは社会全体がまわらない、発展性がない、ということに懸念をもちます。負のスパイラル、あり地獄のようにどんどんと落ちていく、もがいても苦しみのなかからはいあがれない状態に歯止めをかけなければならない。

◆公契約条例の賃金はどう設定するか

たしかに、労働者の賃金は労使によって自由に決められるものです。しかし、最低賃金法というものがありまして、北海道は 705 円なのですが、その金額ではなかなか十分な生活をしていけないということもあります。

公契約条例では、労働者の代表、使

用者の代表、そして学識経験者に入ってもらった審議会で、最低賃金とは別に賃金の下限額を議論していただき、設定していくわけであります。

もちろん、それらの賃金を支払えないという事態が起きることのないよう発注者には責任があります。

そして、さきほどあげてきたような仕事が魅力あるものとなり、たくさんの若者たちがそこに就職し、働けば生活していけるようにしたい。世代の再生産もそのことによって可能になるのではないのでしょうか。

「税の循環」「地域経済の活性化」とレジュメに書きましたが、そういうことを見据えて、公契約条例の議論を重ねてまいりたい。

◆政策審議を深めるという課題

さて、公契約条例は現在継続審議扱いになっていることをさきほど申しました。

繰り返しになりますが、そこで出されたのはやはり、仕事が減り受注価格が下がるなかでの事業者のみなさんの苦しみというものでした。それがたくさん述べられました。どうすればそうした状況から抜け出すことができるのかを一緒に考えていこうという体制をうまくつくることができな

ったという反省があります。

具体的には、例えば、入札制度の問題を今後どうしていくのか。条例の制定で企業経営に果たして支障は生じないのかという不安の払拭、などなど。

さきほど申したような、好循環はどうすればうまれていくのか、いま一生懸命、関係者のみなさんと議論を重ねながら、条例制定に向けて頑張っているところでございます。

内容の詳細はこの後のディスカッションでふれていきたいと思います。まずは条例の概要と現在の審議状況についてご説明させていただきました。ご清聴、有難うございます。

(拍手)

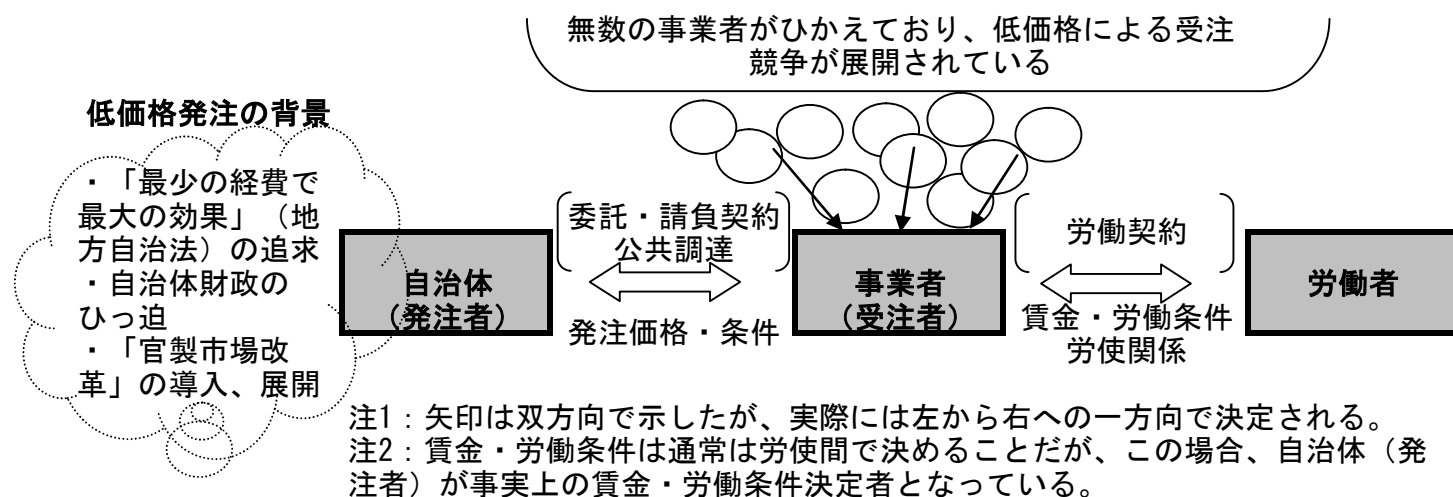
公契約条例の意義そして課題を考える

——司会（以下、省略）それでは、ディスカッションで公契約条例についての理解を深めていきましょう。まず内容の確認です。

一般的に賃金など労働条件は労使で解決すべき問題といわれます。しかしながら、公共事業や委託業務あるいは指定管理者など市が発注する仕事

においては、そこで働く人たちの賃金・労働条件の事実上の決定者は、発注者である市ともいえます。間にはさまざまな事業者が賃金・労働条件をいくら改善したくても、発注者から支払われる金額が安くなれば、「原資がない」ということになるからです。

図表 自治体・事業者・労働者の関係



しかも市長のお話にあったように、この間、仕事量が大幅に減るなかで、仕事を受注しようと激しい価格競争が生じている。財政のひっ迫や「最少の経費で最大の効果」（地方自治法）

を追求せざるを得ない自治体側の事情もそこに拍車をかけた。

さらに税金を納める市民の側も、税金が安くなったほうがよいと間接的にこの問題に荷担してきたといえる

でしょう。いや、公務員バッシングとかたちでいまなお荷担しているとさえいえないでしょうか。

結果として、「官」がワーキングプアを作り出すという構造ができあがってしまった。この構造をどこで断ち切るのかが問われているのであって、公契約条例はその重要な契機として位置づけられているわけです。

日本には最低賃金という制度があるのではないか、という主張も聞かれるかもしれない。だが、ご承知のとおり、生活保護との逆転現象さえ生じるほどの低い水準にとどまっている。このこと、つまり、日本の労働分野の全般的な規制の弱さについては、授業で扱ったとおりです。

さて以上を確認した上で、まず議論の出発点でもある労働者の状態、すなわち、(1) 公共事業や民間の工事など建設業で働く労働者（季節労働者）の実態、(2) 私たちの暮らしに身近なゴミ収集の委託事業で働く労働者の実態、そして、(3) コミュニティセンター、福祉センター、スポーツセンターなど公の施設で働く労働者の実態をみてください※。

※この「記録」では省略。詳細は、NPO 法人建設政策研究所が北海道から受託した

「2010 年度 季節労働者実態調査」結果や、「北海道における非正規雇用問題の現状と課題——官製ワーキングプア問題を中心に」『北海道自治研究』No. 520、2012 年 5 月号を参照されたい。以下からダウンロード可。

<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/>

賃金・労働条件の問題もさることながら、そもそも仕事とれないと労働者を解雇せざるを得ない、あるいは、継続して仕事とれるかどうかかわからないため全員を有期雇用で雇わざるを得ないなどの状況が、この札幌市に限らず全国的に発生しているわけです。

以上を確認した上で、ここで市長には、なぜこういう問題に関心をもたれたのかをまずお聞かせいただければでしょうか。

上田市長：私は、札幌で弁護士を 25 年つとめてまいりました。正規労働者だけでなく、非正規労働者からの相談も多数うけてきて、雇用不安、低賃金の問題など、これらはなんとかならないものだろうかとずっと思ってきました。

とくにいわゆる規制緩和・構造改革

という政治路線が採用されるにいたってからは問題が深刻化した。当初こそ、働き方の選択肢がひろがるかのようなことが言われました。

もちろんそのなかで自由な働き方を得たひともあるかもしれませんが、しかしながら多くは、不安定な雇用、低い労働条件、そして将来設計を描くことさえできないといった事態に直面することになりました。実際、労働力を安く買いたたかれるようなそういうケースを私はたくさんみてきました。

もちろん、これらの問題の解決方法は多岐にわたるわけですが、公契約の領域で働いている人に限って言えば、税金で一定の賃金保障をしていくことができるのではないか、と思うにいたった。

条例で日本の深刻なワーキングプア問題の全てが解決できるわけでは当然ない。民・民同士で契約しているところに介入することはできない。

しかしながら、私たち自治体が発注する仕事に関しては、「これが一つの基準ですよ」ということを示しうるのではないか、またそれが、民間同士の契約にもよい影響を及ぼしていくのではないか、と考えております。

——この授業でも扱ってきたとおり、ワーキングプア問題の解消のためには、有期雇用の規制や均等待遇の実現、あるいは社会保障の拡充などさまざまな政策の実現が急がれます。

そのなかでも、公契約という領域に限って言えば、今回の公契約条例はたしかに有効だと私も思います。

しかもそれは、賃金規制を通じた労働者の生活改善はもちろんのこと、事業者や地域経済、自治体財政に対してもプラスの効果を持ちうるものであります。

ところでこの公契約条例をめぐる議論は、先日、関越道で起きた高速ツアーバス事故を想起させます。

すなわち、あの事故が私たちに提起したのも、一つには運転者の働き方に関する規制の弱さでした。それが規制緩和という貸切バス事業者の野放図な参入や、旅行業者からの無理な発注をのまざるをえない状況、ひいては、違法行為の常態化という事態を間接的に「支えていた」といえないでしょうか。

その意味では、労働分野の規制は、産業の正常化にとっても不可欠だと考えます。公契約条例もそうではないでしょうか。

上田市長:建設の仕事にしるビルメンの仕事にしる、マチにとって、なくてはならない仕事なわけです。今回の東日本大震災の復興作業において、そのことが明らかになっています。

ところがこれらの産業が健全にまわっていかない状況をシステム的につくってきてしまった。

例えば「最少の経費で最大の効果」という考えの強調。あるいは、入札制度については、基本は一般競争入札といい、誰でもが入札に参加でき、価格の安いところが仕事を取っていく体制が整備されてきた。

これらは、働く人たちにしわ寄せをもたらしている。いつまでもこんな状況を続けていると、産業の劣化、社会の崩壊という深刻な事態をつくりだしてしまう。社会を安定させ、そして発展させるためにこそ、みなさんの税金が使われるような状況をつくりだしていかなければならない。そのことを強く申し上げたい。

事業者のみなさんとお話をしている、そのことについてはみなさん賛同してくださる。しかしながら難しいのは、総論として賛同はできたとしても、いまやはりこうした競争圧力のもとで事業を行っているという事情もあり、各論においては様々なご意見

が出されます。賃金を上げたいのはやまやまだがと、みなさん切々と訴えられるわけです。

ではどうやってその障害を乗り越えていけばよいのか、前向きな議論を今後も積み重ねていきたいと思っています。

そして、それは我々も考えなければならぬ課題です。安ければよいという発想の転換。保障されるべきは保障する、そして良質な仕事という果実を享受する、そういう循環をつくっていくことが地域の経済政策としても産業政策としてもあるいは社会政策としても、とても大事なことだと考えている次第です。

——ここでちょっと視点を変えて、公契約条例が労働界あるいは賃金に与えるインパクトを考えてみたい。

すなわちわが国では、雇用形態が違えば、たとえ仕事が同じであっても賃金が大きく異なることはなんら珍しくありません。あるいは、同じ職種・業種であっても、勤め先の規模によって処遇に雲泥の差がつくことも違和感なく受け止められています。

公契約条例は、それぞれの仕事ごとに賃金の下限額を設定するものです。大工の仕事ならいくら、とび職ならい

くら、配管工ならいくら、などなど。そのことは、「仕事給」という発想を労働界に持ち込むものだと思う。

つまり、いますぐにバラ色の状況がうまれるわけではないとはいえ、生活していけるだけの賃金を保障するという発想と同時に、仕事に応じた賃金を保障するという発想のインパクトは大きいと思います。

さて、ここまでは公契約条例についてあれこれと高い評価を述べてきたが、ここで、話を一転させます。

冒頭にも述べたし、市長の話にもあったとおり、この公契約条例は現在、継続審議扱いになっています。ここまで授業を聞いてきたみなさんは、疑問に思うかもしれませんね。なぜなのだろうと。

しかしながら問題は複雑です。社会全体が低価格競争を助長する構造を築き上げてしまったなかで、果たして公契約条例はうまく機能するだろうか、事業者にとって負担になるのではないか、などの疑問や懸念が出されています。

労働経済論というこの授業でも扱ってきたことですが、制度政策の実現は容易なことではありません。もちろんそれは、制度政策の実現の放棄を迫るものではなく、むしろ、どうす

れば制度政策が実現できるのか、同時並行的に考えなければならない課題は何であるのかを私たちに突きつけているといえるでしょう。

残りの時間を使ってこの点を考えていきましょう。まず市長に現在の審議状況をお聞きしたい。

上田市長：まず確認したいのは、公契約条例だけで世のなかの仕組み全てが変えられるわけではない。

事業者のみなさんはこれまで、ありとあらゆる無駄を削って倏約を続けてきた。そして、自分たちが雇っている労働者の賃金・労働条件を改善したいという思いでいることも間違いない。

しかしながら、低価格競争という構造のなかにはまってしまっている。そこで、公契約条例による賃金下限額の設定だけでは状況の改善は難しいでしょうから、同時並行でいま、入札制度の改善作業も進めています。

具体的には、例えば、誰かれ構わず入札に参加できるのではなく、札幌という地元の事業者が仕事を受注できるような環境をつくる。これは地域でお金を循環させることにもなります。

あるいは、最低制限価格というものがあります。これは仕事の一定の質を

保つために、一定価格以上で入札に参加してもらうもので、言い換えれば、それ以下で入札にのぞむと失格になりますよ、というものです。

現在のような低価格競争下ではどの事業者も、この価格めがけて入札をしてきて、そのしわ寄せが労働者にむかってしまう。そこで、この価格を少しあげるという措置を図りました。そのことで労働環境の整備にも余裕がわずかでもうまれるのではないでしょう。

こうした、我々発注者としては、受注者のみなさんが仕事をしやすい環境をつくっていききたいと努力しているところです。

——キーワードでいうと、「価格入札」から「政策入札」への転換。つまりこれまでは、価格だけに注目し、最も安い価格で入札した事業者が落札していた。しかしながらその弊害は先にみたとおりなので、それを政策入札へと転換を図っていかうとしているわけですね。

政策入札。これは、私たちが大事にしたいと思っている価値、具体的には、環境、福祉、地域貢献、公正労働などなどを実現しようとする入札制度であり、そのことに力を入れている事業

者を高く評価し、受注者として選定する入札制度のことです。

ほかには、最低価格制度の底上げがとりあげられました。

ところで、これらは口でいうほど簡単なことではありません。なぜなら、「最少の経費で最大の効果」の追求と相反することにならないだろうか、あるいは政策入札というがある特定の事業者を恣意的に選ぶことにならないだろうかなど留意すべきこともあるわけです。

ただしこうした考えは、価格だけの入札、しかも低価格競争に有効な歯止めがないなかで、いまやはり必要とされていることであり、目配りを図りながらの実現が非常にまたれているといえるでしょう。公契約条例もこうした流れのなかに位置づけることができます。

さて話を戻しましょう。報道によれば、事業者は公契約条例の制定に対して「反発」していると書かれています。

事業者の方々から話を聞くと、どこもやはり仕事がなく、低価格競争のもとで苦しんでいる。しかもその背景には、これまでの入札制度改革をめぐる問題、すなわち、入札制度「改革」と称した価格競争の追求もあった。その意味では、入札制度「改革」の改革（転

換)が必要だと思います。

そう考えると、現在、業界団体から出されている要望には、むしろ積極的に取り入れていく内容も少なくないのではないのでしょうか。

例えば、労働法制を順守せずに事業を低価格で受注し、結果として業界秩序を乱しているような、いわゆる不適格事業者の排除という提案もその一つだと思いますがどうでしょうか。

上田市長: ダンピングは、事業者のみなさんからもよく聞く深刻な問題です。なかにはそれこそ「一円入札」のようなこともあるわけです。

労働者に本来かけられるべき社会保険等に参加していない、そこで経費を削減することで競争に勝とうとする、仕事をとろうとする、そんな状況を放置しては業界全体にとっても問題です。

さらに、今回の震災でも明らかになりましたが、建設事業者のみなさんは重機をもっておられるということで、自治体と「防災協定」を結んでおり、今回のような災害の際に、からだをばって地域貢献を図ってくださるわけです。

札幌の場合でいうと除雪というたいへんな作業があります。しかもこの

仕事では利益はほとんど出ません。発注者としても、反省すべきところがあるわけですが、いずれにせよ、こういうきつい仕事を市民のために頑張ってくださいている事業者が評価されるような仕組みをつくっていかねればなりません。

もちろん、それこそ私の好みで事業者を選択するような、恣意的な行為があってはなりません。客観的な基準をもって、札幌市のために貢献して下さっている事業者を評価できる仕組みづくりが必要です。

——ところで、公契約条例のメリットはいろいろ議論してきたとおりですが、デメリットというか、事業者側から出されている不満などをもう少し聞いてみたいのですが、どうでしょうか。

上田市長: 建設業界のみなさんといまモデル事業を開始しました。そこでは、実際に公契約条例が成立、施行したあかつきには、どのような手間がかかるかということを議論しています。

例えば、賃金台帳の整備など事務上の負担ですね。そんなことを検証していかうとモデル事業を進めています。ビルメン業界のみなさんともこの建

設業界と同じような検証作業をしていこうという話をしているところです。

繰り返しになりますが、労働者の賃金などを改善しなければならないということは、事業者のみなさんも、総論として反対だという人はあまりいません。しかしながらどういう負担が発生するかなど、やはりもう少し詰めていかなければならないことがあるのは確かだと思います。

——なるほど。ほかに言われているのは、賃金格差の問題があげられるでしょうか。

例えばビルメン業界では公契約条例の適用対象となるのは労働者全体の3%程度だといいます。では残りの97%の労働者の賃金を上げるにはどうしたらよいか。ビルメン業者任せにしているとしてもやはり無理があって、ユーザーからの適正な価格での発注、公正な契約の実現、あるいは産業別最低賃金の設定なども同時並行的に追求する必要があるかなと個人的には感じています。

とはいえ、やはりあらためて確認しておきたいのは、労働者の生活の改善は、課題が多いからと言って先延ばしにしてよいことでは決してなく、文字

通り、まったなしの課題であるということ。そこを議論の軸に据える必要があると思うのです。

上田市長：そうですね。社会全体が低価格競争の構造をつくりあげてしまった。これは本当に根深い、深刻な問題です。

でも、方向転換をしていかなければ、労働者のみなさんもそうですが、事業者のみなさんも苦しい状況から抜け出せない、ということを危惧します。

——今回の授業では労働政策の一環として公契約条例を紹介しました。公契約条例は、狭い意味での労働政策に限定されない豊かな可能性をもつことが確認できたと思います。

一方で、社会全体が低価格競争の構造になっているなかで、公契約条例の制定という「一石」は、産業政策や地域経済政策などの領域にも波紋をひろげました。

労働者の状態を考えると問題を先送りにすることは許されない。しかしながら、多方面にわたる課題を無視することもまた許されない。矛盾するようですが、みなさんそれぞれが自分の課題として考え続け、またできることから始めて欲しいと思っています。

上田市長：みなさん、本当に真剣に今日の話をお聞きくださったことに心から感謝したいと思います。

誰もが健康に働き、仕事を通じて社会に貢献し、そこで得た賃金で生活をし、仕事でも仕事以外の場面でも社会参加を果たしていく。そしてこの地域で暮らしていくことができてよかった、という思いをもてるようにする。そういう人間の営みが大事にされる社会であって欲しいのに、現実はそうになっていない。安ければいいという風潮は、そんなささやかな願いを壊し続けてきたとはいえないでしょうか。

その矛盾がいまここに激しく噴出していて、どう解決を図ればよいのかという課題を私たちにつきつけています。そのことがご理解いただけたのではないかと思います。

矛盾をどう解決すればよいか。みんな痛みを少しずつわかちあうという発想が必要なのではないでしょうか。最低制限価格を引き上げるということは、安く買いたたいてきたものを適正な価格で買うということを意味するわけです。それは納税者にとっては多少の負担を意味するわけです。それに寛容な気持ちになれるかどうか。

私には関係ない、と思わないで欲し

いと冒頭に述べました。公契約条例は、働くことの意味、賃金のありかたや決め方、公共サービスのありかたなどに関わってくる重要な制度です。

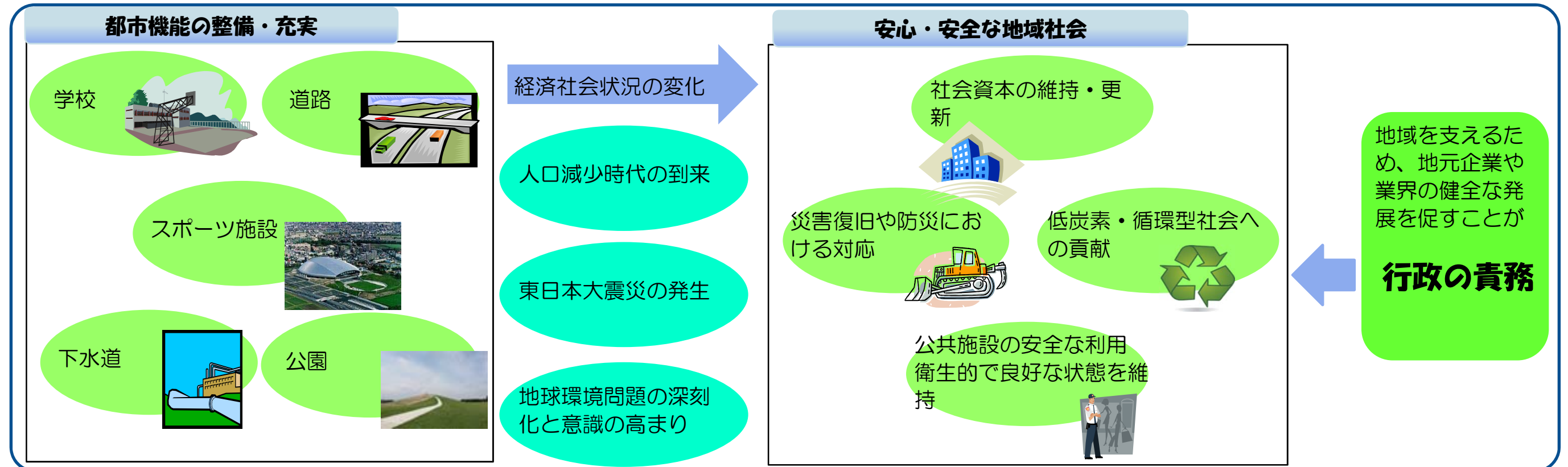
今日はこのような貴重な機会をいただき本当に有り難うございました。

(拍手)

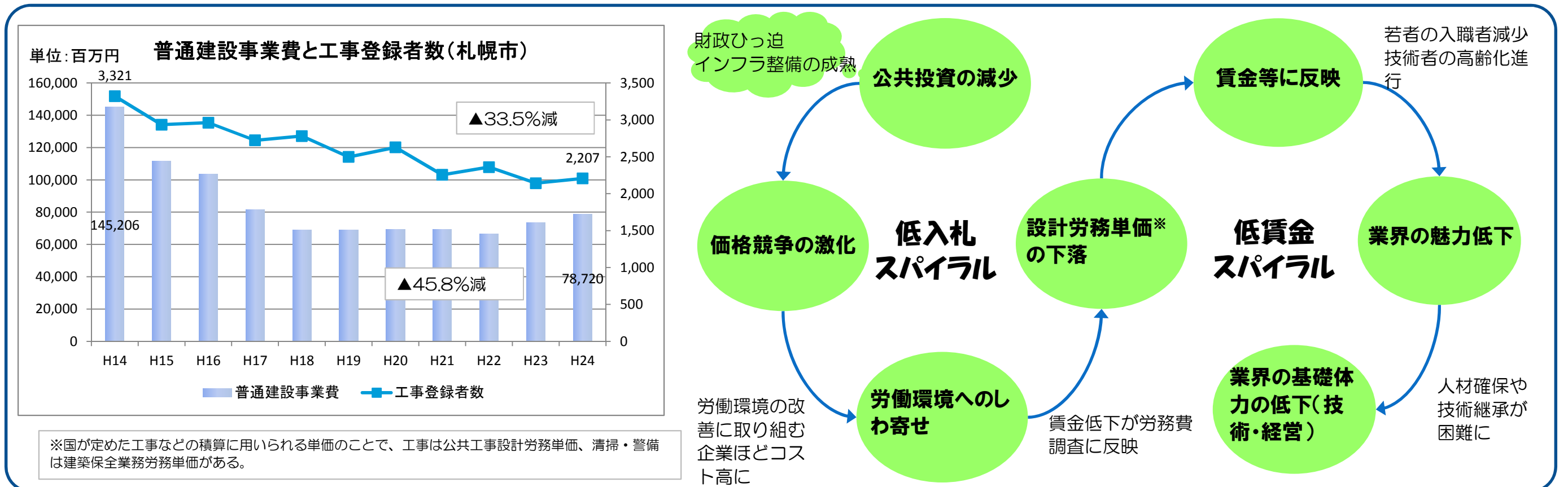
札幌市公契約条例案について

札幌市財政局管財部

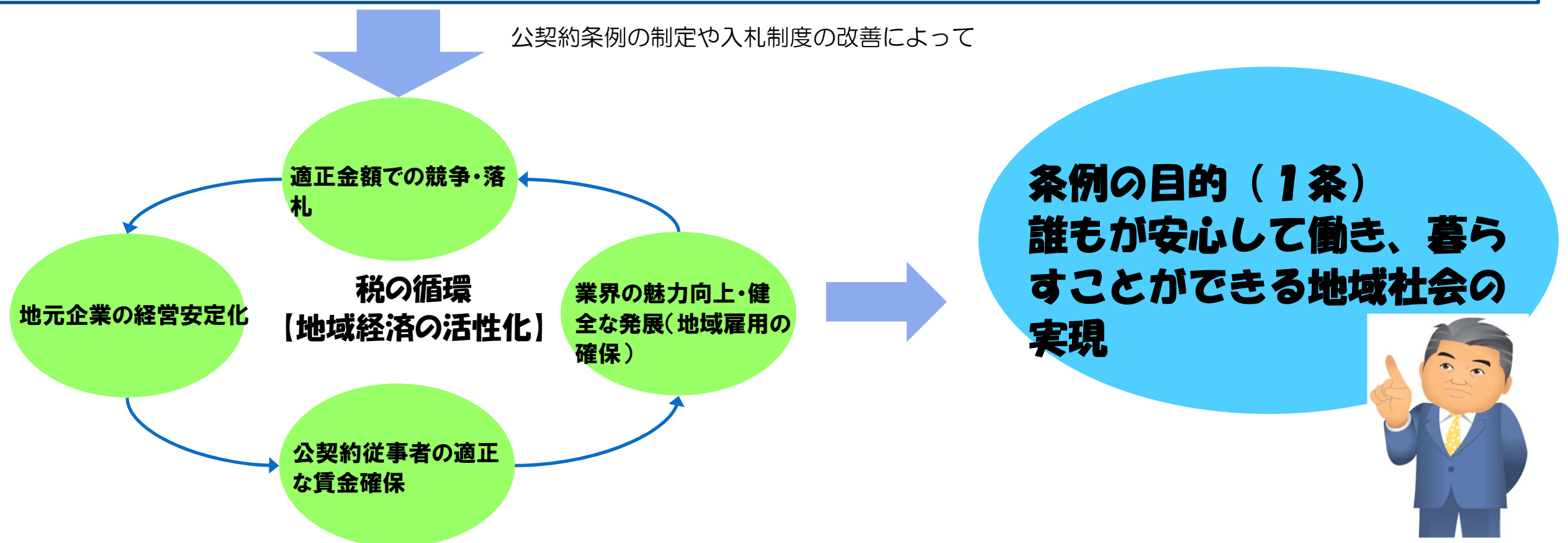
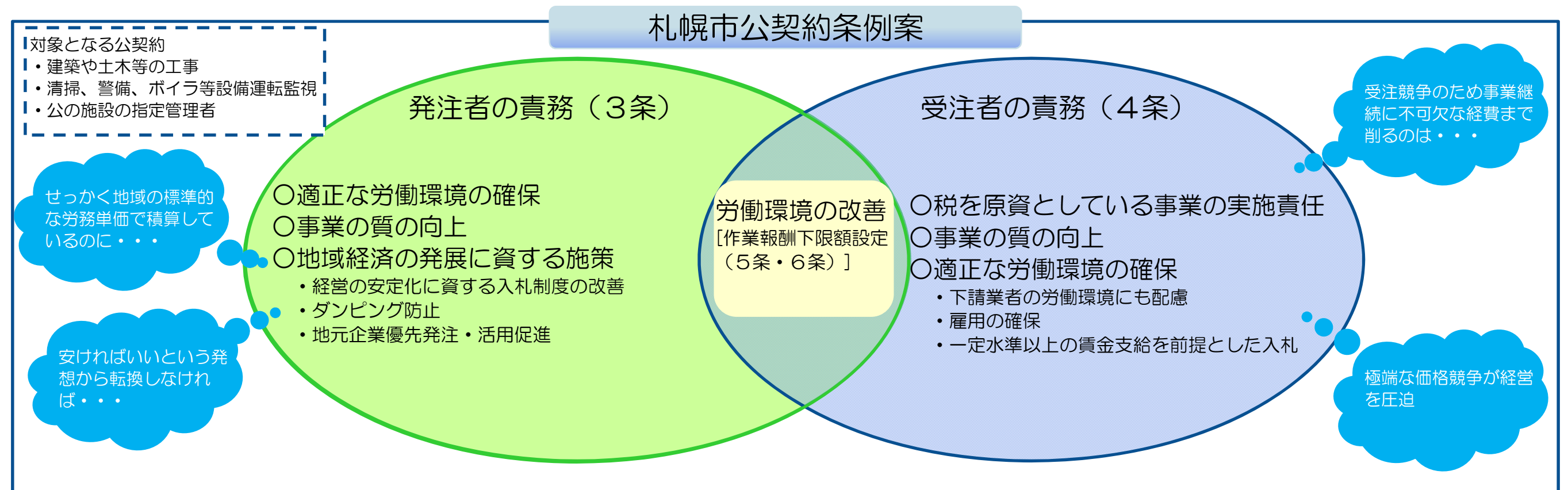
1 地元企業は地域社会を支えるパートナー



2 企業も人も厳しい環境に・・・



3 発注者と受注者が一体となって労働環境の改善に取り組む公契約条例



上田文雄札幌市長と大学生が
市政を考える コーケイヤクを考える
公開授業の記録

2012 年 8 月発行

川村雅則研究室

〒062-8605

札幌市豊平区旭町 4-1-40 北海学園大学

TEL011-841-1161（内 2744）